

百合が原公園整備運営事業 質問と回答

NO	該当箇所	質問	回答
1	1-3 (2) 立地条件	開発行為の指導はありますか。	想定される整備事業の内容が、都市計画法第29条第1項第3号に規定する、「公益上必要な建築物」に該当するため、許可を受ける必要はありません。
2	1-8 4 事業実施体制	表4では、利便増進施設設置不可とありますが、駐輪場や自動販売機・公募対象公園施設用独立看板は設置可能でしょうか。	駐輪場は設置できません。自動販売機、公募対象公園施設用独立看板は利便増進施設にあたらぬので設置可能ですが、位置等については札幌市と設置等予定者で協議のうえ決定します。
3	1-8 5 事業期間	表5では、実施協定の締結は、令和6年8月と記載がありますが、令和6年4月1日からではないでしょうか。	実施協定は、整備内容の詳細に関して定める必要がありますので、目安ではありますが令和6年8月頃としております。なお、公募設置等計画の認定の有効期間が令和6年4月1日からの20年間となります。
4	1-8 5 事業期間 表5	使用料支払いは令和6年4月から20年間という認識でよろしいでしょうか。その場合、公募対象公園施設の工事着手前でも使用料支払いが発生するということでしょうか。埋蔵文化財の調査が札幌市様にて令和6年5月以降の着手となり、その調査結果が出るのが令和6年6月以降となる為、早くも既存樹木の伐採がそれ以降に始まり、公募対象公園施設の工事着手は更にその後の開始となります。 又、特定公園施設（樹木の伐採・伐根）の着手時期のめどを教えてください。	公募対象公園施設の使用料支払いは、工事着手前に受ける設置許可の期間となります。通常、工事着手からの期間が設置許可期間となります。 特定公園施設（樹木の伐採・伐根）の着手については、実施協定締結後に可能となります。
5	1-8 5 事業期間 表5	供用開始日は事業者の都合で決められるのでしょうか。	供用は令和7年7月までに開始することとし、具体的な供用開始日は市と協議することとしています。
6	2-2 2申込資格 (5)、(6)	実績の程度について例えば下請けでも実績に含まれますか。	設計や工事を実施する法人の実績となります。実施する法人は下請けでも構いません。なお、条件を満たしていることを証明する書類の提出が必要です。
7	2-3 3申込書類 (7)	申込書類に関して、様式の幅と枚数は増やしてもよいでしょうか。	可とします。
8	2-4 5 選定基準 (7)	第二次審査に関して、面接等の参加可能人数に指定はございますか。また、プレゼンテーションの場合、提案資料の追加は可能でしょうか。	面接等の参加可能人数に指定はありませんが、会場のスペースに限りがありますので、人数が多すぎると入れない場合があります。 また、提案資料としての追加は認められませんが、面接（プレゼンテーション）時にのみ使う資料としての持参は認めます。パワーポイントの使用等についても希望があれば検討します。

9	2-8 9協定の締結 (1)、(2)	基本協定及び実施協定の内容の開示をお願いすることは可能でしょうか。	現時点では協定を作成していないため、協定の内容は開示できません。
10	2-9 10法規制等	事業の実施にあたり必要となる許認可とありますが、どの様な許可が想定されるでしょうか。	公園施設設置許可のほか、土木工事や建築工事に伴い必要な許認可、埋蔵文化財の調査・協議等を想定しています。
11	2-9 11リスク分担について	リスク分担における各種類において、市の起因によるものは、札幌市として頂くことはできないでしょうか。	
12	2-9 11リスク分担について	物価・金利変動に関して、提案時から実施時における著しい物価上昇については、協議のよりどころを残して頂けないでしょうか。	リスク分担については、指針に記載の以下の内容を参照してください。 「表に定める事項で疑義がある場合、又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、札幌市と設置等予定者が協議の上、リスク分担を決定するものとします。」 なお、修繕の規模などの詳細については実施協定で定めるものとします。
13	2-10 11リスク分担について	施設の損壊等による修繕、事業の中断に関して、設置等予定者の管理瑕疵によらない特定公園施設の設備の損傷に伴う、小規模な修繕は、協議事項としていただけないか？また、小規模、大規模の定義はございますか。	
14	2-10 11リスク分担について	土壌汚染が発見された場合、調査を含めた土壌の処理に係る費用負担者は札幌市として頂けないでしょうか。	
15	3-2 1公募区域・整備条件等 (2)	仮設の収益施設とはキッチンカーの出店は可能と考えてよろしいでしょうか。また、トレーラーハウスを使用した設備に接続した形態の出店は認められますか。	任意施設としてキッチンカー等の仮設収益施設の設置は可能です。また、トレーラーハウスを使用した設備に接続した形態の出店も可能です。 なお、使用料は通年で発生します。
16	3-2 1公募区域・整備条件等 (2)	ドライブスルー店舗を誘致した場合、ドライブスルーレーンへの誘導路面表示は公募対象公園施設に該当するのでしょうか。	誘導路面標示によって、公募対象公園施設の該当有無を判断するものではありません。基本的には、公園の駐車場の一部であるかについて判断します。
17	3-2 1公募区域・整備条件等 (4)	特定公園施設の公募対象公園施設周辺の外構（休憩施設・植栽含む）について、休憩施設と植栽の最低条件など定義はございますか？	特定公園施設の建築基準については、整備後に公共の物となるため、市が発注する工事と同様の基準で工事していただきます。 なお、内容については、休憩施設は誰でも利用可能な設えとすることとし、植栽は道内在来樹種の植物を主とすることとしております。面積等の要件は設けておりませんが、公園利用者の誰もが気軽に利用できるものを期待します。

18	3-2 1 公募区域・整備条件等 (4) 表 7	表 7 では仮設の施設は設置可能と読み取れますが、3-3の2 (3) の文では常設の建築物のみ設置可能と読み取れます。仮設の収益施設も設置可能という認識でよろしいでしょうか。	仮設の収益施設も設置可能という認識で問題ありません。
19	3-4 2 公募対象公園施設について (3) イ	公募対象公園施設として出店するテナントの看板設置は可能と考えてよろしいでしょうか。	札幌市が認めたものは設置可能ですが、内容については札幌市屋外広告物条例及び札幌市屋外広告物条例施行規則に基づき協議します。
20	3-4 2 公募対象公園施設について (3) ウ	公募対象公園施設内にトイレを設置する場合、園内トイレは撤去可能と考えてよろしいでしょうか。	一部のトイレについては、以下の条件すべてを満たす場合に撤去可能ですが、具体的な内容については札幌市と協議のうえ決定します。 ・撤去するトイレの周辺に公募対象公園施設を設置すること ・新たなトイレが、現況以上の機能や質を維持していること ・公募対象公園施設の利用者以外でも利用できる工夫をしていること ・事業期間満了前に撤退し、公募対象公園施設を取り壊すこととなった場合に、原則事業者負担にて新たにトイレを設置することに同意すること。
21	3-4 2 公募対象公園施設について (3) エ	上下水道の接続に関して、希望した場所まで引き込んでもらえる認識でよろしいでしょうか。又、その際の費用負担は札幌市の負担で良いでしょうか。	上下水道は設置等予定者の希望場所を確認したうえで、札幌市と協議のうえ決定します。(希望場所まで引き込めないこともあります) 協議のうえ決定した場所までの引き込みの費用は札幌市にて負担します。
22	3-4 2 公募対象公園施設について (3) オ	完成届に関して、ひな型及び書式はございますか。	公募対象公園施設の完成届にひな型及び書式はありません。
23	3-4 2 公募対象公園施設について (4) エ	毎年度報告の財務書類等とはどのような書類を指していますでしょうか。また、営業状況とはどのようなものを指しておりますでしょうか。	毎年度報告の財務書類等とは百合が原公園P-PFI事業に関する営業状況のわかる事業報告書を指しています。 また、営業状況とは予算や歳入歳出など収支についてを指しています。
24	3-4 2 公募対象公園施設について (4) カ	管理運営が可能な人員を配置とありますが、テナント店長という認識でよろしいでしょうか。	管理運営が可能な責任者(テナント店長等)を配置し、年間を通じ、円滑な管理運営体制としてください。
25	3-5 2 公募対象公園施設について (6)	使用料の納付は、月々支払いでしょうか。年支払いでしょうか。	年支払いになります。
26	3-5 3 特定公園施設について	特定公園施設の補助金交付は請負契約でしょうか。又、補助金交付時期は決まっていますでしょうか。	特定公園施設の補助金交付は請負契約となります。補助金交付時期は特定公園施設の完成後、内部検査により工事内容が妥当と認められた場合に交付となるため、現時点で明確な時期の回答はできません。
27	3-5 3 特定公園施設について	特定公園施設の要求水準書はございますか。	国土交通省大臣官房発行公共建築工事標準仕様書(建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編)及び札幌市土木工事標準仕様書等の各種適合基準に合致した仕様としてください。
28	3-5 3 特定公園施設について (3) ウ、エ	本市の費用負担と記載がございましたが、負担費用の上限はございますか。	「本市の費用負担」とは3-6のオに記載のある88,000千円を上限とする負担金を指しています。
29	3-7 4 公募対象公園施設及び特定公園施設の共通事項について 4 (4)	「本市が費用負担」と記載がありますが、特定公園施設に係る費用88,000千円とは別という認識でよろしいでしょうか。	雨水貯留施設については、特定公園施設に係る費用88,000千円とは別という認識で問題ありません。

30	参考資料27～29	参考資料27～29図面について、鮮明なものを頂きたくお願いいたします。また、同上資料におきましてデータが古いものとお見受けしましたが、現況の状況と整合性があるものと考えて宜しいでしょうか。（追加調査等は必要ないと考えて宜しいでしょうか）	当時のデータ以上のものはありません。図は現況の状況と思われますが、必要に応じて設置等予定者にて調査をお願いします。
31	参考資料4	計画及び費用算出に当たりイメージ図の樹木管理資料（樹高、葉周、幹周）をご教示ください。また、各構造物や地被の種別、舗装の概要及び高低差が判別できる資料をご教授ください。また、既存樹木との園地の管理は今回公募に指定管理業務が含まれていないため、上記資料がない場合は貴市負担にて令和6年1月の事業者選定までに現況資料を提示いただけると考えてよろしいでしょうか。	札幌市で実施した樹木現況調査の結果は10月末まで閲覧できます。また、等高線図を参考資料30としてHP上に追加します。その他資料については確認中ですが、資料がない場合でも札幌市にて追加で調査は行いません。
32	様式、提出書類全般	申込書類等に関して、代表者は会社の代表者か、事業所の代表者が規定はございますか。	法人登記と一致していれば、事業所の代表者でも差し支えありません。
33	様式、提出書類全般	印鑑は実印でしょうか。また、印鑑証明は必要でしょうか。	代表者印であれば実印でなくても結構です。印鑑証明は代表者印に疑義が生じた場合、提出を求めることがあります。
34	様式、提出書類全般	事業に参加する会社名（個別名称）を提案書に記載してよろしいでしょうか。	問題ありませんが、提案時から事業に参加する会社に変更等があった場合は改めて選定委員会を開催する場合があります。
35	様式、提出書類全般	コンソーシアム協定書に関しては必要に応じて条文の変更は可能でしょうか。	可能です。